５　生徒指導規程

１　生徒心得

常に岐阜県立岐阜城北高等学校生徒としての自覚と誇りを持って学業に励み、生徒心得を行動の指針として人格の修養に心掛け、明るく活力ある校風の樹立に努める。

５　届出事項

(1) 次の場合は、所定の用紙により生徒指導部に届け出て指導を受けること。

① 遅刻をしたとき
② 早退、外出するとき
③ 掲示等を行うとき
④ 自転車通学をするとき
⑤ スマートフォン等を校内に持ち込むとき
⑥ 異装をするとき
⑦ 暴行、脅迫及び恐喝等の被害を受けたとき
⑧ 交通事故の加害者又は被害者になったとき
⑨ 校外で補導を受けたとき
⑩ 金銭・物品の紛失、盗難及び拾得のとき
⑪ 身分証明書を紛失したとき

(2) 次の場合は、所定の用紙により担任に届け出て指導を受けること。

① 校外行事へ参加するとき
② 旅行等で学割が必要なとき
③ 法定伝染病に感染したとき
④ 住所、家族に変動があったとき
⑤ 放課後、休日等に施設・設備等を使用するとき
⑥ 公共物の破損、亡失のあったとき

２　身だしなみ規定

流行に左右されず、端正で飾らない清楚な身だしなみをするよう心掛ける。

１　制服

(1) 本校規定の制服を着用する。制服の加工は認めない。また、変形して着用しない。
(2) 制服は、Ａ型・Ｂ型から選択することができる。
(3) フォーマルデイ以外は、ジャケット、ネクタイ、リボンを着用しなくてもよい。フォーマルデイは原則として式典日とし、詳細はその都度明示する。
(4) 年間を通じて、気候や各自の体調に合わせて、ジャケット、長袖・半袖シャツ（令和５・６年度入学生のみ）、ポロシャツ、セーター・ベストを着用し調整する。

２　頭髪

(1) 清潔感のある髪型で整える。
(2) パーマ、脱色、染色、付け毛（エクステンション）等の髪型は認めない。

３　装飾品

ピアス・ネックレス・指輪等の装飾品は身につけない。

4　化粧はしない。

5　その他

(1) 靴下

① 白色又は黒、紺、茶系統とする。スカートを着用の時は黒、紺色とする。

② ストッキングはベージュに限り認める。ただし、黒、紺色靴下を上に着用すること。

(2) 靴

① 運動靴あるいは黒又は茶の革靴とする。

② 厚底、ブーツ類、サンダルは禁止とする。

(3) 防寒具

① 本校規定のセーター・ベストを着用すること。

② 通学時にコート、ブルゾン類を着用することを認める。ただし、華美でないものとする。

③ スカート着用時のタイツは黒色で肌が透けないものとする。

(4) 上履き

本校規定のものを使用する。

(5) 通学鞄

原則自由とする。ただし、教科書類や教材が入り安全に通学できるものとする。

3　改定手続き

1　生徒会は、生徒の意見を集約し、校長に対して、生徒指導規程の改正又は廃止を求めることができる。

2　校長は、前項の求めがあったとき、又は生徒指導規程の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者から意見を聴取するとともに、職員会議及び学校運営協議会でその内容を議論するものとする。

3　校長は、学校運営協議会での議論を踏まえ、生徒指導規程の改正又は廃止について決定するものとする。

4　前項の決定にあたっては、議論の過程及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

附則　令和２年２月２７日改定
令和２年７月２０日改定
令和３年４月２２日改定
令和３年１０月２１日改定
令和４年４月１日改定
令和６年４月１日改定
令和７年４月１日改定

A型

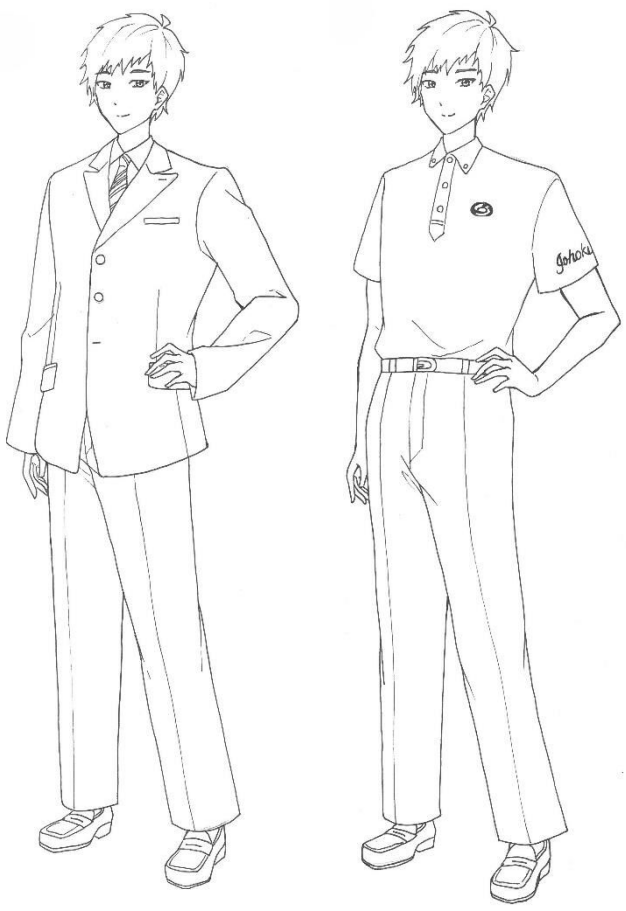

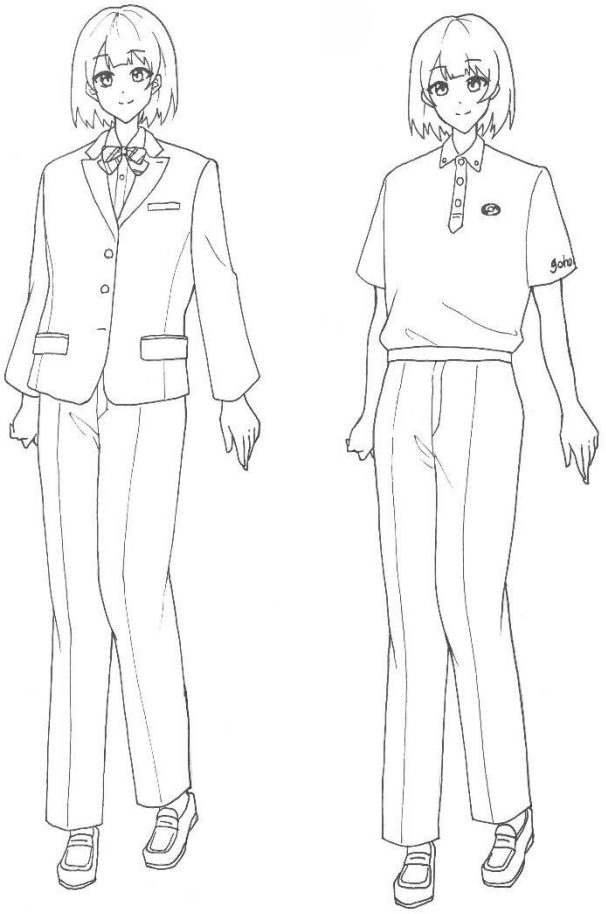

B型

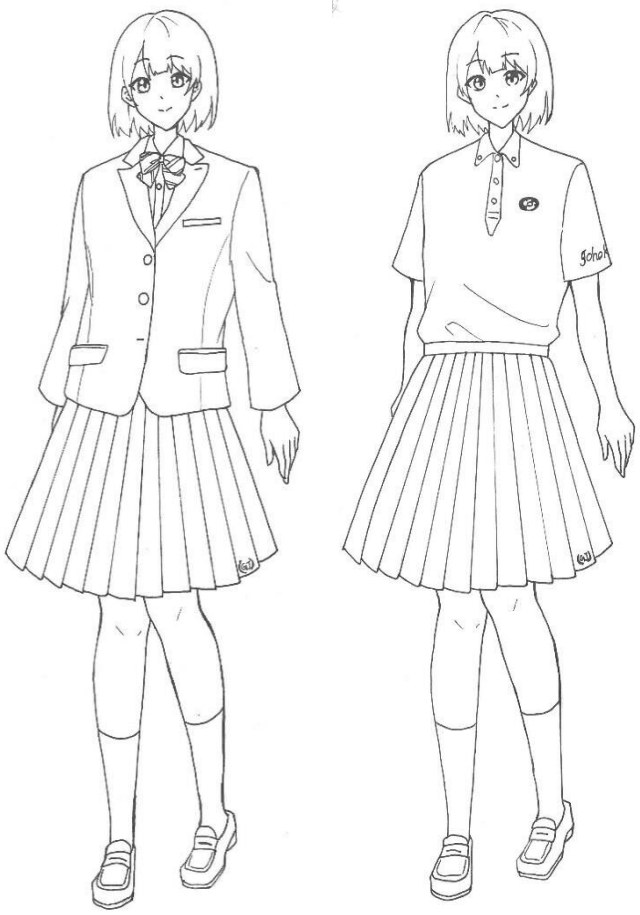

セーター着用例

岐阜県立岐阜城北高等学校　学校いじめ防止等基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第 13 条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

１　いじめの問題に対する基本的な考え方

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第 2 条）

（２）具体的ないじめの態様

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団により無視をされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

（３）学校の姿勢

・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識をもち、未然防止、早期発見・早期対応を行う。
・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導行う。
・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。
・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
・学校は、学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関に説明する。

２　いじめの未然防止のための取組

（１）いじめ防止等の対策のための組織

〔組織の名称〕

「いじめ防止等対策会議」

〔組織の構成員〕

学校関係者：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭

第　三　者：弁護士、臨床心理士（スクールカウンセラー）、地域代表、保護者代表、精神科医等（地域代表、保護者代表は学校評議員が兼任する）

〔組織の運営〕

・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止等対策会議を組織する。

・年２回いじめ防止等対策会議を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。

（２）職員、学校及び各分掌の取組

【職員の心構え】

・いじめはどの生徒にも起こり得るものであり、自分からは言いづらいものである。また、見ようと思って見ないと見つからないものである。そのため、職員は、日常生活の中で生徒の心の声を聞き取り、小さな変化に気づくことが大切であり、生徒の居場所づくり、生徒間の絆づくり、自己有用感や自己肯定感を醸成する働きかけが必要である。

きちんと授業、部活動に参加させる（規律）…居場所、絆づくり
基礎的な学力を身に付けさせる（わかる授業）…居場所づくり
認められているという実感をもたせる（ほめる、わかる授業）…自己有用感・自己肯定感

【学校全体】

・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。

・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。（地域貢献やボランティア等）

・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。

・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

【生徒指導部】

学校生活における規律を正し、帰属意識、規範意識をもたせ、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。

・「いじめに関するアンケート」や「心のアンケート」を実施し状況を把握する。

・定期教育相談や個人懇談、クレペリン検査で状況を把握する。

・全ての教職員がいじめ相談に対応できるよう教職員研修を実施する。

・自他の生命を尊重し、人権尊重の心を育成する。

・情報モラルに関する指導を定期的に実施する。

・外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課等）との連携を図る。

・ＭＳリーダーズ活動を通じて、社会の一員としての自覚を醸成する

【教務部】

ＨＲ担任と連携し、授業規律を整える。

・教科指導では「できた、わかった」と思える授業を確立する。

・授業評価アンケートを実施し、授業が生徒のストレッサーになっていないか確認する。
・ユニバーサルデザイン授業の確立を目指し、公開授業などで教員間の研鑽を積む。
・各学年団とも情報を共有する。

【進路指導部】

進路目標をもたせ、自身の目的意識を高揚する。

・進路目標の早期指導により、高校３年間の方向付けや目的意識を育成する。
・インターンシップや社会体験学習により社会における規律を習得させる。
・キャリアカウンセリング（生徒、系列長、担任による進路面談）を実施し、進路意識の高揚や進路目標を確認する。

【特別活動部】

楽しいと思える学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動の推進を図る。

・ＨＲ活動の工夫やＨＲノートの活用により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
・学校行事における全校・学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

【渉外部】

いじめ問題に関し、家庭、地域が連携した対策を推進する。

・ＰＴＡ総会や学年保護者集会等でのいじめ防止の啓発をする。
・保護者が学校行事（学校祭、マラソン大会等）やスマイルアクションに参加し、生徒の学校生活を確認する。

（３）年間計画（いじめ防止プログラム）

月	行　　事	取　組　内　容
4	始業式・入学式 職員研修会、生徒理解連絡会 クレペリン検査	・いじめ防止の年間の取組についての確認 ・生徒及び保護者へのいじめ基本方針の説明
5	教育相談週間（二者面談） 職員研修会	・生徒の生活状況や問題意識等の把握 ・心理検査等の有効な活用方法についての研修
6	第１回いじめアンケート キャリアカウンセリング	・調査を通した実態の把握と対応 ・生徒の進路意識の確認（３年生）
7	第１回いじめ防止等対策会議 三者懇談会 第１回県いじめ調査（4～7月）	・いじめ防止の年間の取組について検討 ・家庭生活の状況把握 ・いじめ調査結果の報告
8	教育相談（二者面談）	・生徒の生活状況や問題意識等の把握
9	挨拶運動（ＰＴＡ） 教育相談教員研修	・豊かな人間関係と思いやりのある心の醸成 ・スクールカウンセラー等による教員研修
10	キャリアカウンセリング 第２回いじめアンケート	・生徒の進路意識の確認（１・２年生） ・調査を通した実態の把握と対応
11	ひびきあいの日	・人権についての理解、人権意識の高揚

12	第２回県いじめ調査（8～12月） 三者懇談会	・いじめ調査結果の報告 ・家庭生活の状況把握
1	挨拶運動（ＰＴＡ） 第３回いじめアンケート	・ＰＴＡと連携して登校時の状況確認 ・調査を通した実態の把握と対応
2	第２回いじめ防止等対策会議	・いじめ防止の年間の取組の検証と見直し
3	第３回県いじめ調査（1～3月）	・いじめ調査結果の報告

＊コロナ禍における生徒の悩み等を把握するツールの一つとして、県教委の指導のもと、「心のアンケート」を毎月１回実施する。

３　いじめ問題発生時の対処

（１）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

〔組　織〕

・教職員は、いじめを発見し相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対応組織にいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

・いじめと思われる事態が発生した場合は、校内における「いじめ対策委員会」によって迅速な対応や情報把握に努める。

・「いじめ対策委員会」の構成員

校長、教頭、生徒指導主事、当該学科主任、当該学年主任、当該担任、当該部顧問、教育相談担当、養護教諭　（必要に応じて第三者を加えることもできる。）

＊第三者の派遣については「スペシャリストサポート事業」を活用する。

〔対応順序〕

・被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教職員が関係生徒から個別に聞き取る）

・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）

・判断材料が不足しているときはさらに調査

・被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）

・加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）

・保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）

・県教委への連絡と経過説明（学校長が県教委に報告）

・経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）

・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

〔いじめ解消の定義〕

・いじめに係る行為が止んでいること。被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が、少なくとも３か月を目安とする。

・被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを、被害生徒と保護者への面談等により確認する。

（２）「重大事態」と判断された時の対応

〔組　織〕

・「いじめ対策委員会」により対応する。（必要に応じて第三者を加えることもできる。）

＊第三者の派遣については「スペシャリストサポート事業」を活用する。

・県教委より本校が主体となった調査を行うよう指示があった場合は、「いじめ防止等対策第三者委員会」を設置し、調査審議を行う。

〔対応順序〕

・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。

・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに岐阜北警察署に通報し、適切に援助を求める。

〔学校主体による調査における注意事項〕

・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。

・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。

・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。

・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実に真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。

・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

・調査結果は県教委に報告する。（県教委から知事に報告する。）

・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

４　情報等の取扱い

（１） 個人調査データについて

生徒の個人調査データ（心理検査等、迷惑調査、進路調査等の原本等の一次資料）、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料および調査報告書の保存期間を卒業後５年とする。

（２）心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

平成２８年４月　一部改訂
平成２９年４月　一部改訂
平成２９年９月　一部改訂
令和　元年７月　一部改訂
令和　３年４月　一部改訂
令和　４年４月　一部改訂
令和　５年６月　一部改訂

岐阜県立岐阜城北高等学校　いじめ防止等対策会議設置要綱

（設　置）

第１条　いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第２２条の規定に基づき、岐阜県立岐阜城北学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）に関する措置を実効的に行うための組織として、岐阜県立岐阜城北高等学校いじめ防止等対策会議（以下、「いじめ防止等対策会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　いじめ防止対策会議は、次の事項を所掌する。

一　いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

二　いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

三　いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

四　いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

五　いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

六　学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

七　学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

八　学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

（組　織）

第３条　いじめ防止等対策会議の委員は、校長が就任を依頼する。

２　委員の任期は、１年間とする。なお、再任を妨げない。

（構　成）

第４条　いじめ防止等対策会議に、委員長及び副委員長各１名を置く。

２　委員長は、校長とし、副委員長は、委員長が指名するものとする。

３　委員長は、いじめ防止等対策会議の進行を行う。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（運　営）

第５条　第２条の各事項について、状況に応じて校長が招集する。なお、外部の委員を含めたいじめ防止等対策会議は、少なくとも年２回開催することとする。

２　校長は委員以外の者に対して、必要に応じていじめ防止等対策会議への出席を要請することができる。

（事務局）

第６条　いじめ防止等対策会議の庶務は、学校において処理する。

（守秘義務）

第７条　委員は、いじめ防止等対策会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の任期を終えた後も同様とする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、いじめ防止等対策会議の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

岐阜県立岐阜城北高等学校いじめ防止等対策第三者委員会設置運営要綱

（設　置）

第１条　岐阜県立岐阜城北高等学校（以下「本校」という。）において、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。）第二十八条第一項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生し、岐阜県教育委員会より本校が主体となった調査を行うよう指示があった場合に岐阜県立岐阜城北高等学校いじめ防止等対策第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、本校において発生し、岐阜県教育委員会より本校が主体となった調査を行うよう指示があった重大事態に関することについて、調査審議を行う。

（組　織）

第３条　委員会は、委員十人以内で組織する。

２　委員は、校長が就任を依頼する。

（委員の任期等）

第４条　委員の任期は、当該事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

２　委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各一人を置く。

２　委員長は、委員のうちから互選し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

３　委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となり、議事を整理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会　議）

第６条　会議は委員長が招集する。

２　委員長は、会議を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のあるときは、この限りではない。

３　委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。この場合において、委員長は、その結果を次の会議に報告しなければならない。

４　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

５　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
６　委員は、自己に密接な関係のある重大事態については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

（職務従事の制限）
第７条　委員会は、委員が委員会の調査に係る重大事態に密接な関係がある者であると認めるときは、当該委員を当該調査に従事させてはならない。

（委員以外の者の出席）
第８条　委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
２　委員会に出席した者については、秘密を保持しなければならない。

（議事録の作成）
第９条　会議を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。
(1) 開催日時及び開催場所
(2) 出席者
(3) 議題
(4) 発言者及び発言内容（要約）
２　議事録は、会議に出席した委員の確認を得て作成し、委員長が署名して確定するものとする。
３　議事録の保存期間は、関係生徒の卒業後５年とする。

（会議の公開）
第10条　会議は、公開の議決をした場合を除き、非公開とする。
２　会議を公開する場合は、会議の傍聴を認めることにより行うものとし、この場合の必要な手続きは、別に定めるものとする。

（庶務）
第11条　委員会の庶務は、本校において処理する。

（雑則）
第12条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。